

平成 30 年度 事業計画書

社会福祉法人 ほほえみ会

＜法人理念＞

「自分らしく 今を生きる」

人は誰しも自分らしく生きたいと願っている。

体が不自由になっても、何らかの障害をうけても差別・偏見をされることなく、自分の思いの生活を送りたいと望んでいるはずである。

この望んでいる生活をどのようにしたら送っていけるかを常に考え、法人の運営に取り組んでまいりたい。

＜施設理念＞

一、「自分が入居者だったら…」ということを常に考えて支援していきます。

一、「入居者の暮らしの場である」との意識で支援していきます。

一、「ここで生活して本当によかった」と思ってもらえるよう支援していきます。

＜心得・行動姿勢＞

さ・・・さわやかな行動

し・・・親切的な行動

す・・・スピーディーな行動

せ・・・誠実な行動

そ・・・率先垂範な行動

事業計画書

○特別養護老人ホーム雅荘 入所（70 床）

○短期入所生活介護（10 床）

1. 基本方針

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的に日常生活を営むことを支援しめざすものとします。

2. 本年度の主要目標

(1) 職員の資質の向上と職場体制の確立

施設内外の研修に積極的に取り組むことは勿論のこと、職員一人ひとりが「今、入居者様に何をすべきなのか」・「今、入居者様は何を望んでおられるのか」を考え、日々の観察から「気づき」を磨くことに重点をおきます。また、職場においては、毎月、リーダーを中心にユニット目標を立て、全職員が同じ目標に向かって、サービスの向上に邁進いたします。併せて、業務改善や能率向上を図り、創意工夫が溢れる明るい職場づくりを目指していきます。

① ユニットリーダー会議 ・ユニットリーダー研修 開催

職員個人の専門性を高めることはもとより、個々の介護ケースに対して、同一の支援が行なえるように、各ユニット間で「報告」・「連絡」・「相談」をしながら介護技術チェックを行う。

＊ 日常業務においての情報は、カンファレンスを通して各職員が共有する。

② ユニット会議 開催

人材育成の場として位置付け、ユニット及び職場ごとの業務推進をはかり、目標に対する成果及び反省・今月の行動計画等をユニットリーダーが発表する。

＊ 施設からの業務連絡を徹底する。

(2) 「自分らしい生活」を実現するための支援

施設生活が入居者様の「暮らしの場」になるには、これまでの生活習慣を十分に配慮すると共に、入居者様自身の生き方が尊重された日常生活にならなければならない。また、家族と離れて生活する孤独感や、加齢から来る心身機能の低下への不安を抱えた心理性を理解し、幸せな老後を過ごしていただけるよう個別支援に努める。

① 担当者会議の開催

＊ ご家族様と各専門職員を交えて、担当者会議を開催

(3) ケアプラン・24 時間シートに基づいた生活支援

- ①居室担当者は、入居者様の日常生活行動、健康状態、心理状態、生活全般の日常観察と「気づき」による状態の変化等の把握に努める。
- ②ケアプランは居室担当者とケアマネージャー及び関係専門職員が共同で作成し、そのプランに基づき生活支援を行い、当該ユニットの全職員が共有する。
- ③24 時間シートは日課表をユニットケアの手法を織り交ぜて、個別ケアを取り入れながら日課・意向・好み・自分で出来る事、サポートの必要なことを項目に入れて作成し、今までどんな生活を送っていたのか、入居者がどんなことが好きなのかななどを深く理解していくことが必要になり生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に支援が出来るように努めてまいります。

(4) 居心地の良さを追求した生活環境の整備

- ①居室担当者は生活面のみならず、居室の環境に目配り・気配りし、日常ケアに努める。
- ②ユニット職員は、共同生活室に季節感があり、気持ちが和らぎ、心が落ち着くような家庭的な雰囲気づくりに創意工夫をする。
- ③各委員会はそれぞれの任務と役割に応じて、施設全体の環境整備に取り組む。

(5) 身体拘束廃止とリスクマネジメントの取組

- ①入居者様の「尊厳の尊重・自立支援・自己決定の尊重」を基本理念とし、身体拘束は原則として行わない。
- ②ご家族様の要望に基づくケースであっても、経過観察を踏まえた情報交換の場を設けるなど、身体拘束については、施設からご家族様に十分な説明を行う。
- ③施設・設備面の安全管理及び介護手順の見直し、ケア技術の向上に取り組む。
- ④入居者様の予想されるリスクをケアプランに盛り込み、当該ユニット全職員及び関係専門職員が情報を共有するとともに事故防止に努める。
- ⑤ご家族様からの要望・意見・苦情はいつでもご指摘していただけるよう、日頃から人間関係を図るとともに職員からも情報を提供し、ご家族様にケアの意思決定に参加していただく。
- ⑥「ヒヤリ・ハット」情報は、施設内の貴重な教訓であり、小さな事故は「転ばぬ先の杖」と捉え、「ヒヤリ・ハット」から学んだ教訓を活かし、情報を施設全体で共有する。

(6) 日々の生活にメリットをつけ、潤いのある日常生活を提供する

- ①施設内で生活されている時間が長い入居者の皆様に野外にご案内し、新鮮な空気の下で、気分転換をしていただく。
- ②地域ボランティアのご協力をいただきながら行事を開催する。

(7) 機能訓練の充実

- ①職員による生活支援を通じた残存機能の維持

(8) 業務手順の整備及び運用

- ①介護職員によってケアの方法が異なることなく、最低限必要な事項については、誰もが同じ内容・同じ方法でケアを行う。併せて、職員の技術レベル把握のため、施設内で事例検討会を行う。
- ②ケア方法を標準化し、全職員が守るべき業務手順を整備する。
- ③入居者様ごとに必要な事項についてはケアプランに反映させる。

(9) 看護

- ①入居者様の健康管理及び自立支援
- ②医師、歯科医と連携して入居者の健康ケアに努める。
- ③ターミナルケアについて家族の意向にもとづいて他職種や医師等と連携をとりながらできるだけ本人の希望に添えるように支援していく。
- ④看護・介護の質の向上
- ⑤職員の健康管理
- ⑥感染症予防対策及びその指導

(10) 食事に関して

- ①入居者の食習慣や嗜好を把握し、利用者の健康面、栄養面を十分に考慮する。
- ②食事摂取低下時に本人の好物または、食べ易い物の提供を行い、その他臨機応変に対応する。

(11) 委員会活動の充実、目的等

①褥瘡委員会の開催

- ・入居者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的とします。

②感染症対策委員会の開催

- ・衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設においても感染症及び食中毒がまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とします。

③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・入居者の自立支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で検討し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動することを目的とします。

④事故防止検討委員会の開催

- ・特別養護老人ホーム雅荘における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、さらに職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生防止に努めることを目的とします。

⑤給食委員会の開催

- ・入居者の栄養改善を目的に、管理栄養士を中心に、看護職員、ユニットリーダー職員が入居者ひとり一人の栄養状態について話し合います。会議で話し合われたことは、すぐに日々の食事に反映され、その後もひとり一人の嗜好や食事量、状態の変化などに対応していきます。

⑥渉外委員会の開催

- ・入居者・利用者様の日々の生活の中では、起床されてから就寝されるまでの間にたくさんの自由な時間があります。日中の生活をどのように過ごされるかは、その方の今までの生活などによって異なります。他の方と話をされるのがお好きな方、ボランティアでの歌を楽しみに聴かれる方や、カラオケが好きな方や、大好きな芸能人をテレビで観るのが好きな方もおります。一日の暮らしの中で楽しみを持っていただけるように、より充実した生活となるよう、委員会で話し合いをもち提供を行っていきます。

⑦入居検討委員会（適宜開催）の開催

- ・入居希望者に施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入居決定を円滑に実施できるようにするとともに入居決定過程において透明性、公平性を確保する。

(12) 感染予防対策

施設は感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活されておられ、感染が広がり易い状況にあることを認識し、日頃から対策を講じるとともに、発生時には迅速且つ適切な対応に努める。

- ・予防対策として手指消毒の徹底、手すりの消毒実施
- ・流行時期（11月から3月）のマスク着用、職員出勤時、手洗いとうがい、消毒の徹底
- ・12月中旬から3月末にかけて面会お断りし入居者への感染を防ぐ取組を行う予定。

(13) 防火予防対策

施設管理の重点項目は、入居者様を災害から守ることであり、特に夜間帯における避難誘導の方法について消防署と連携を図る。併せて職員及び入居者様の防火意識の高揚に努める。

（防災について）

- ・火災の予防と訓練と災害について、防災設備及び防災用具等、災害時の食料の確保と点検を定期的に実施するとともに、火災等の災害に備えて「自衛消防計画」に基づき、年2回の消防訓練を実施する。

(14) 地域福祉の推進

社会福祉施設は地域福祉の推進役として、福祉の発展に寄与することが使命であり、また、地域住民に信頼され、開かれた施設でなければならない。

- ①地域への開放として、地域住民の施設行事への参加や各種団体の施設見学の受け入れ。

(15) 施設年間行事

①年間を通して誕生会等、入居者のユニット毎に計画し入居者の個々のニーズにあった内容を支援する。

②施設行事（月毎の行事計画）渉外委員会より

1月	正月（獅子舞）	7月	七夕（各階に竹の木に短冊飾り）
2月	節分（豆まき）	8月	三味線・ハーモニカ演奏会
3月	ひな祭り（雛人形飾り付け）	9月	運動会
4月	花見・三味線・ハーモニカ演奏会	10月	福岡盆踊り保存会太鼓演奏会
5月	こどもの日（五月人形飾り付け）	11月	秋祭り
6月	のど自慢大会	12月	クリスマス会・三味線演奏会

その他全体を通しての行事を下記の通り行う。

月別	行事名	備考
5月	避難訓練	総合訓練等
6月	健康診断	職員
9月	健康診断	入居者
11月	避難訓練	総合訓練
12月	健康診断	職員

※行事については、各ユニットにて、その都度イベントを企画して実施いたします。

③ボランティア活動行事

・押し花教室・傾聴ボランティア・オカリナ演奏・大正琴・花やぎ（歌と踊り）・三味線等のボランティアを受入れ実施していく予定。

(16) 理事会・評議会の開催月

・6月・11月・3月の開催予定

※定時評議会においては、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については、1週間の間隔を置くことになる。

(17) 自立支援農園事業

自立支援農園事業について、農園の環境整備としては、農作物に関しては植える時期を考え暖かくなってから季節の果物等を植えて農園整備をはかる。

(18) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業所（第二種社会福祉事業）

（平成29年8月開始）老人居宅介護事業（訪問介護事業）

・介護を必要とされる方が、ご自宅で快適に生活が送れるように、資格を持った介護職員がご自宅にお伺いし、身の回りのお世話や自立支援の為のサービスを提供いたします。

(19) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業所（公益を目的とする事業）

（平成29年8月開始）居宅介護支援事業

・介護支援専門員（ケアマネジャー）がご自宅などを訪問させていただき、ご相談に応じます。要介護認定の申請代行から介護サービス計画書の作成、サービスの利用について、心を込めてお手伝いさせていただきます。

社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画(平成30年度)

4月	事故防止について(全介護職員)							
5月	記録の書き方について(全職員)							
6月	感染症予防について(全介護職員) ユニットリーダー研修(ユニットリーダー)							
7月	じょくそう予防について(全介護職員) 介護技術講習(介護員)							
8月	身体拘束について(全介護職員)							
9月	口腔ケアについて(全介護職員) 介護技術講習(介護員)							
10月	看取りケアについて(全介護職員) ユニットリーダー研修(ユニットリーダー)							
11月	ユニットケアについて(全介護職員) 介護技術講習(介護員)							
12月	じょくそう予防について(全介護職員)							
1月	感染症予防について(全介護職員) 新人研修(平成30年度入職した職員)							
2月	事故防止について(全介護職員) 新人研修(平成30年度入職した職員)							
3月	身体拘束について(全介護職員) 新人研修(平成30年度入職した職員)							